

裁 決 書

審査請求人

審査請求人

上記代理人

(別紙代理人目録のとおり)

処 分 庁

北九州市門司区清滝1丁目1番1号

北九州市門司福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人ら」という。）から、平成21年6月17日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が請求人らに対して平成21年4月20日付けで行った保護変更決定処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成21年3月から厚生労働省告示別表第1第2章-2-(4)に基づく障害者加算（以下、「家族介護料」という。）を認定することとした本件処分の取消しを求めるというもので、その内容は、申請書記載のとおり、平成13年4月23日に遡及して家族介護料を認定するよ

う求めているものです。

その理由として、以下のとおり主張しています。

- 1 厚生労働省告示別表第1第2章障害者加算(4)では、「身体障害者手帳1、2級相当若しくは国民年金1級相当に該当する障害のある者であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とする者を、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,060円を算定するものとする」とされている。[redacted] (以下 [redacted] という。) は、平成11年4月15日に身体障害2級と認定され、身体障害者手帳の交付を受けた。平成13年4月23日、[redacted] は入院加療を受けていた [redacted] を退院し自宅に戻ったが、介護人を雇うだけの経済的余裕がなかったことから、退院以来、[redacted] と同居している [redacted] (以下 [redacted] という。) が、[redacted] の日常生活のすべてについて介護をしてきた。その状態は退院から現在に至るまで、何ら変化はない。

したがって、[redacted] が退院した日から、請求人らは家族介護料の受給要件を充足し、支給を受けることができたことは明らかであり、処分庁は請求人らの申請どおり支給決定をすべきである。

- 2 処分庁は、[redacted] の日常生活のすべてについて [redacted] が介護をしているという実態について、その事実を十分に把握していたにもかかわらず、家族介護料の支給の可否について検討を怠り、請求人らによる家族介護料申請に向けた助言すらなされなかった。法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状況を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。請求人らの介護の状況について、処分庁は十分に把握していたか、容易に把握し得たのであるから、職権により保護の変更をなすべきであったのに、その義務を怠り、請求人らに不利益を生じさせたのは、処分庁の任務懈怠である。

- 3 本件処分は、平成21年3月までの遡及しか認めていない。平成13年4月23日から平成21年2月までの期間について家族介護料が受給できなかったことは、処分庁の任務懈怠によるものであり、申請どおりの支給を認めなかった本件処分は、法第9条、第25条第2項に違反し違法ないし不当である。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 請求人らは、デイサービスや福祉用具貸与の介護サービスを利用し、介護扶助として自己負担なく現物支給を受けてきており、介護人(ヘルパー)を利用

する場合も本人負担なく利用できることは、当然認識していたはずである。

請求人らが介護サービスを利用するに際し、本人負担はなかったわけであるから、「経済的余裕がなかった」との主張は理由がない。

また、[REDACTED] の状況については、平成13年9月の訪問調査時に、「リハビリで字が書けるまで回復した。」と述べたことや、平成16年5月の情報提供書で食事は匙を使用して自立しているとされたことなどから、必ずしも日常生活のすべてについて介護が必要という程度ではなかった。

- 2 処分庁は、平成13年4月23日、[REDACTED] 退院時点では家族介護料の必要性はないと判断しており、その後の定期訪問においても、[REDACTED] の身体状況等を適宜、把握していたが、食事は自立していること等から、日常生活のすべてにおいて介護を要するとの判断には至らなかったものである。今回の申請を受けて、詳細な調査を行い、総合的に検討した結果、保護の変更申請の場合、その効果は遡及せず、将来的であることを原則とすると解されることから、平成21年3月の申請時点から、将来に向かってその必要性を認めたものであり、任務懈怠によって請求人らの家族介護料が認定されなかったとの主張は理由がなく、平成13年まで遡及させる理由はないことから、処分庁の決定に違法若しくは不当な点は全くない。

### 第3 反論の趣旨

請求人の反論の趣旨は、次のとおりと解されます。

- 1 処分庁は、請求人らが介護人（ヘルパー）の利用に負担がないことを当然認識していたはずと主張するが、請求人らは、複雑な介護扶助制度の仕組みを詳しく知るはずもなく、デイサービスや福祉用具貸与が自己負担なく利用できるから介護人（ヘルパー）の利用も自己負担なく当然にできると認識していたとは到底言えないはずである。
- 2 処分庁は、[REDACTED] について、[REDACTED] 退院時点では家族介護料の必要性はなかったと主張するが、処分庁がその判断要素とした具体的事実、平成13年9月28日の訪問調査、平成16年5月12日作成の情報提供書、平成21年4月6日に実施したADL状況調査の3点であり、平成13年4月23日の退院時点での判断材料は何ひとつ示していない。

また、上記判断要素についても [REDACTED] が、字が書けたこと、スプーン等を使い自分で食事ができたことをもって、直ちに介護が不要であることを意味するものでもなく、生活全般について介護が必要であったことは明らかである。

そもそも [REDACTED] は、平成21年3月時点において、急に状態が悪化したものではない。同人の状態は、平成13年4月23日時点から比べると、リハビリの効果により、むしろ良くなった面があり、決して悪化しているわけでは

ない。処分庁が、平成13年4月23日時点において、「そもそも必要性があると認識していなかった」というのは不自然である。処分庁は、平成13年12月には、[REDACTED]が介護保険の「要介護3」の認定を受けていることを確認し、平成14年11月22日には、[REDACTED]が「要介護4」となっていることを確認している。要介護4とは、通常、「日常生活能力の低下がみられ、排泄、入浴、衣服の着脱など全般に全面的な介助が必要」な状態をいうのであるから、請求人らについて、家族介護料の認定要件を満たすべき事実が存在したことは明らかであり、処分庁は明白な事実を認識することを怠り、適当な指導をしなかったことについて任務懈怠がある。

- 3 処分庁は、[REDACTED]が申請より前の時点で家族介護料を要する状態であったのかの調査、判断をまったく行っておらず、調査義務を懈怠している。

職権主義によって付すべき加算を付さずに、最低生活を保障するに足りない保護費しか支給してこなかった場合に、調査によって容易に需要を把握できた時点にまで遡及して不足分を支給しなければならないことは当然であり、遡及しないことは違法あるいは不当である。

#### 第4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

- 1 平成12年11月7日

請求人らは医療費に困窮しているとの理由で保護を申請し受給開始したこと。なお、[REDACTED]は、平成11年4月15日に身体障害者手帳2級（肢体不自由（体幹障害））を取得していたこと。

- 2 平成12年12月19日

[REDACTED]は、入院していた[REDACTED]を退院し、[REDACTED]に転院したこと。

- 3 平成13年4月23日

[REDACTED]は、[REDACTED]を退院したこと。

- 4 平成13年8月28日

処分庁は、[REDACTED]を訪問、主治医と面接し、[REDACTED]の病状について聞き取り調査を行い、病名は全脊椎靭帯骨化症であり、四肢の麻痺により稼働の見込みがないとの調査結果を得たこと。

- 5 平成13年9月28日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、[REDACTED]が書いた収入申告書を徴収したこと。その際、[REDACTED]は、リハビリにより字が書けるまで回復したと述べたこと。

- 6 平成13年11月13日

処分庁は、[redacted]を訪問、主治医と面接し、[redacted]の通院について、術後の経過観察、リハビリのため通院が必要であるとの意見を得たこと。

7 平成13年12月21日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、[redacted]に対し介護保険の利用を勧めたが、[redacted]は、既に介護判定を受け、介護保険証を持っていると述べ、要介護状態区分は要介護3であり、有効期間は平成14年5月31日までの介護保険証を提示したこと。

8 平成14年7月31日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、生活状況等の調査を行ったところ、[redacted]は次のとおり述べたこと。

杖の使用と[redacted]の介護でなんとか歩行できるようになってきたが、調子に乗って転倒した。危険防止のため室内でも車椅子の使用を考えている。

9 平成14年9月4日

処分庁は請求人ら宅を訪問し、[redacted]の身体状況等について聞き取り調査を行い、次のとおり調査結果を得たこと。

全脊椎靭帯骨化症で肢体不自由、腕が上がらない。車椅子では足が弱るので、歩行器を使用している。電動ベッドからの起き上がり、歩行器への移動は自力で可能。歩行は支え歩きができ、杖歩行も可能であるが、転倒の危険性が高く介助が必要。転倒すると、自力では起き上がれない。トイレは自力で可能。

10 平成14年11月22日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、[redacted]の介護保険要介護認定更新について、以下の調査結果を得たこと。

要介護状態区分は要介護4、有効期間は平成14年8月13日から平成15年2月28日まで。

その際、[redacted]から、トイレ使用時に支障があるため福祉用具（自動洗浄機と便座）を購入したいとの相談がなされ、処分庁は介護保険での手続きについて指導を行ったこと。

11 平成15年2月17日

[redacted]は、処分庁への電話で、[redacted]の介護状態について次のとおり述べたこと。

[redacted]は、トイレは独力で起居動作ができない全介助状態である。

介護保険等で便座昇降機が導入されれば、かなり楽になる。

12 平成15年3月28日

処分庁は、[redacted]の介護保険要介護認定更新結果について、要介護状態区分は要介護4、有効期間は平成15年3月1日から平成16年2月29日までであることを確認し、平成15年2月14日に、請求人らから申請がなされ



ていた特殊寝台付属品（キャスター）及び歩行器貸与について、介護扶助を認定したこと。

13 平成15年10月17日

処分庁は、[REDACTED]について病状調査を行い、嘱託医への協議を行った結果、ほぼ日常的に身体不自由の[REDACTED]の介護を要することを考慮すれば、[REDACTED]の就労は現実的ではないとの判断を行ったこと。

14 平成16年5月19日

処分庁は、[REDACTED]の介護保険要介護認定更新結果について、要介護状態区分は要介護3、有効期間は平成16年3月1日から平成17年2月28日までであることを確認し、福祉用具貸与を内容とする介護扶助を認定したこと。  
なお、その際、[REDACTED]の身体状況等について、食事は自立、入浴は全介助である等とする情報提供書が作成されたこと。

15 平成16年9月1日～平成17年4月10日

処分庁は、自動車の処分を内容とする指導指示に違反したとして、請求人らに対する保護を停止したこと。

16 平成17年2月14日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、請求人らの生活状況等の調査を行ったところ、請求人らは次のとおり述べたこと。  
食事は1日1回であり、[REDACTED]の体調が悪いときは店屋物を取って食べている。排泄は、[REDACTED]がトイレに間に合わないときがあるため、紙おむつ、尿とりパットを利用している。[REDACTED]は、平成16年11月から特別障害者手当を受給するようになった。

17 平成17年2月18日

処分庁は、請求人らの生活状況調査のため請求人ら宅を訪問したところ、[REDACTED]は次のとおり述べたこと。  
介護サービスについては、担当ケアマネージャーから聞いたことがある。しかし、自分たちは無理をしてでも、できることは自分でしたいと考えている。それは、甘えてしまうと自立が遠のくからであり、なるべくお世話になるようなことはしたくないという気持ちからである。

18 平成18年8月16日

処分庁は、[REDACTED]から、[REDACTED]の特別障害者手当について、受給時期、受給金額を口頭で確認し、平成18年9月1日付けで同手当の収入認定（月額26,440円）を開始したこと。

19 平成18年11月14日

処分庁は、[REDACTED]の特別障害者手当の収入認定に合わせ、平成18年9月1日付けで、[REDACTED]の基準生活費について、厚生労働省告示別表第1第

2章-2障害者加算(3)に基づく加算(以下、「重度障害者加算」という。)の認定を行ったこと。

20 平成19年1月17日

処分庁は、前記、重度障害者加算の認定について、[ ]が特別障害者手当を受給開始した月(請求人世帯の場合、保護再開した平成17年4月)まで遡及認定を行うことの可否について、厚生労働省社会・援護局保護課へ疑義照会を行ったところ、同課から遡及認定を行って差し支えないとの回答を得たため、平成17年4月まで遡及して認定を行い、その差額を支給決定したこと。

21 平成19年11月28日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、生活状況等の聞き取りを行ったところ、[ ]が、自身の身体状態が悪化しており、[ ]の入浴介助に支障が生じていると述べたため、処分庁は、介護保険のデイサービス利用を検討するよう助言したこと。

22 平成20年3月10日

請求人は、前記27の[ ]のデイサービス利用について、介護扶助変更申請を行い、処分庁は、その変更認定を行ったこと。

23 平成20年3月26日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、生活状況等の聞き取りを行ったところ、[ ]は、次のとおり述べたこと。

年明けに、[ ]が風呂場で転倒し、救急車で[ ]に運ばれたが、骨折はなく入院には至らなかった。入浴のことは気になっていたので、デイサービス(入浴介助)の利用はありがたい。

24 平成20年9月1日

処分庁は、[ ]を訪問し、[ ]について、リハビリは週1回で継続しており、現状維持を目指しているという主治医の意見を得たこと。

25 平成21年2月6日

請求人らから、[ ]が入院治療を受ける期間、[ ]はショートステイを利用するという介護扶助変更申請がなされ、処分庁は、サービス内容の変更について、介護扶助の認定変更を行ったこと。

26 平成21年3月24日

請求人らから、処分庁に対し、保護変更申請書(以下、「本件保護変更申請」という。)が提出され、その申請内容は、家族介護料を加算して保護を実施し、その保護の変更については、平成13年4月23日に遡って変更決定の上、実施することを求めるものであったこと。

27 平成21年3月30日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、家族介護料の認定要件について聞き取り調



査を行い、[REDACTED]は、杖と伝い歩きで室内の移動が可能であり、トイレへの移動が可能であるとの調査結果を得たこと。

なお、処分庁は、調査が不十分であるとして、後日、委託介護支援専門員の協力を得た上で、詳細な調査を行うこととしたこと。

28 平成21年4月6日

(1) 処分庁は、請求人宅を訪問し、委託介護支援専門員の協力を得て、[REDACTED]の要介護状態について調査を行い、以下の調査結果を得たこと。

なお、調査については、「北九州市生活保護質疑問答集」(以下「認定基準」という。)に基づき、食事、排泄、入浴の日常生活動作の状況について、ABCの3段階で評価を行ったこと。

ア 食事について

①動作に係る評価区分

A 「やや時間がかかっても手の届く範囲に食物があれば、フォーク・スプーン等を使用して自分で食事ができる」など、Bより程度が軽度なものの。

B 適切に調理していても、おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。

C 「全面的に介助を要する」など、Bより程度が重度のもの。

②調査結果は、以下のとおりであったため、評価は「A」としたこと。

- [REDACTED]が適切に調理して配膳したものを、自分の箸等で食べる。
- 右手の握力が低下しているため、左手で箸、フォーク、スプーンを持って、自分で食べている。
- 体調不良時は、[REDACTED]がベッドで食事介助をする(月に2～3回)。

イ 排泄について

①動作に係る評価区分

A 「手すりを用いて座り立ち上がりができる、また、やや時間がかかっても衣服の上げ下げ、後始末ができる」など、Bより程度が軽度のもの。

B 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。

C 「全面的に介助を要する」など、Bより程度が重度のもの。

②調査結果は、以下のとおりであったため、評価は「B」あるいは「C」としたこと。

- 尿意、便意はある。
- 昇降便座、ウォシュレットを使用し操作はできる。
- 移動、着衣の上げ下げ、排便時の清潔に介助が必要である。
- 間に合わない時(1日に1回程度)があるため、リハビリパンツ、尿とりパットを使用。交換は介助が必要である。

ウ 入浴について

①動作に係る評価区分

- A 「やや時間がかかってもスポンジやシャワーを使って一人で行える」など、Bより程度が軽度なもの。
- B 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
- C 「全面的に介助を要する」など、Bより程度が重度なもの。

②調査結果は、以下のとおりであったため、評価は「B」あるいは「C」としたこと。

- 平成20年2月15日から、週2回、デイサービスを利用して入浴している。
- 上半身前側のみ自分で洗うが、他は介護者が洗う。
- シャワーキャリーを使用し、スロープで浴槽につかる。

29 平成21年4月21日

処分庁は、請求人ら宅を訪問し、本件保護変更申請について、平成21年3月から家族介護料を認定し、平成13年4月23日までの遡及は認めないとする本件処分決定通知書を交付したこと。

30 平成21年9月1日

請求人らは、本件審査請求に係る口頭意見陳述において、次のとおり述べたこと。

■が退院した後、同人に対する日常生活介護は、■が行ってきた。食事について、■の食事の用意は、すべて■が行っており、■が食べることができるように細かく切っている。また、魚料理は、■が骨をすべて取り除いている。

排泄については、昇降機付きのトイレが設置されているので、一人でできるが、それは調子がいい時で、普通はおむつを使用している。

第5 審査庁の判断

- 1 法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」(法第8条第1項)こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」(第8条第2項)と規定しています。また、法は、保護は、「要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うもの」(法第9条)と規定しています。そして、これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省

告示第158号)を定めています。

家族介護料については、「身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者程度等級表(中略)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者」であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,060円を算定するものとする。」とされています(別表第1第2章-2障害者加算(2)のア及び(4))。

本件処分は、この家族介護料について、平成21年3月24日に請求人から申請がなされ(認定事実26)、処分庁は、それを平成21年3月1日から認定した(認定事実29)もので、前記審査請求の理由、処分庁の弁明の理由及び反論の趣旨から、本件の争点は、①家族介護料の認定方法が職権認定であるか否か、②家族介護料の認定時期は適正であったか否か、と思料されますので、以下検討します。

## 2 家族介護料の認定の方法について

法は、保護の実施機関に対して、「常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、すみやかに、職権をもってその決定を行う」と規定しています(法第25条第2項)。

また、加算に係る届出について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)では、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」(問答集問7-17)とされています。

家族介護料については、被保護世帯の中で、従来から同居家族による介護が行われているような場合(認定事実11、13)、新たに加算認定の契機となる金銭需要が発生するものではないため、「実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべき」ものであると思料されます。

請求人ら世帯においては、重度の障害の妻がおり、処分庁が家庭訪問調査を行った際に、その者の日常生活の介護を同居家族である[ ]が行っているのを確認していたこと、また、請求人らからその旨の申述等があったことから、処分庁は、請求人ら世帯の実態を確認の上、家族介護料の要否について調査検討を行うべきであったと思料されます。

### 3 家族介護料の趣旨及び処分庁の認定方法について

家族介護料は、重度障害者が居宅において臥床している場合、その介護に従事する家族の努力は並大抵ではなく、無業の者に比べて強度の労作があるため、栄養面やその他の諸雑費等を補強しなければならないという需要に対応させたものであると解され、日常生活のすべてについて介護を必要とし、実際に家族による介護が行われていることの判断は、実施機関の判断によることとされ、介護の要否の基準は、食事、排便及び入浴の3つの基本動作ができるか否かが判断の目安となると解されています。

処分庁においては、認定事実28のとおり、認定基準を定めて、家族介護料の認定の適否を判断しています。

### 4 本件家族介護料の認定について

処分庁は、[ ]が平成13年4月23日の[ ]退院後の定期訪問において、日常生活すべてにおいて介護を要するとの判断に至らなかった旨主張し、請求人らは、同病院退院後から現在に至るまで日常生活すべてにおいて介護を要する状態であったと主張します。

そこで、上記のとおり、食事、排便及び入浴の3つの基本動作ができるか否かが家族介護料認定の目安であり、また、家族介護料を認定するか否かは実施機関の判断によるとされていることから、処分庁の認定基準の適否はともかく、それに基づいて、以下検討します。

#### (1) 食事について

[ ]が、平成13年4月23日、退院後の[ ]の食事については、「食べることができるように細かく切っており、魚は骨をすべて取り除いている」と述べています（認定事実30）。

#### (2) 排便について

平成15年2月17日に[ ]から、[ ]は、トイレは全介助状態であるとの申出がなされたこと（認定事実11）が認められます。

#### (3) 入浴について

[ ]は、平成11年4月15日に身体障害者手帳2級（肢体不自由（体幹障害））を取得していること（認定事実1）及び平成16年5月12日に作成された情報提供書において、入浴は全介助とされていること（認定事実14）が認められます。

これら[ ]の状況に加え、上記の平成15年10月17日に処分庁は自ら、[ ]の就労に関し、日常的に[ ]の介護を要することを考慮すれば現実的でないと判断をしていること（認定事実13）及び[ ]は、平成16年11月から特別障害者手当（政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要



とする者に支給するもの)を受給したこと(認定事実16)、                    のりハビリについて、主治医は現状維持を目指していると述べたこと(認定事実24)から、処分庁の認定基準に照らしても、少なくとも前記(2)の時期以降には家族介護料の要件を満たしていたのではないかと考えられます。

よって、平成15年2月以降、家族介護料の要件を満たしていることが推認される中で、その確認及び検討が行われず決定された本件処分は妥当性を欠いたものと言わざるを得ません。

なお、家族介護料認定の遡及については、問答集において、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。(中略)2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」(問13-2)とされていることから、遡及する時期は、本件申請にあった平成21年3月の前月である2月からが原則であると解されます。

しかしながら、不作為等特別な事情がある場合は、認定事実20のとおり、上記の前月分を超えて遡及することも考慮されるべきであると思料されます。

## 第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。



この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした北九州市を被告として(訴訟において北九州市を代表する者は、北九州市長となります。)処分の取消しの訴えを、あるいはこの裁決をした福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は、

福岡県知事となります。) この裁決の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

平成21年12月25日

福岡県知事 麻 生



